

重心・医ケア児の切れ目のない支援体制について 都立特別支援学校における現状と課題

令和6年度 板橋区重心・医ケア児等会議

東京都立北特別支援学校
特別支援教育コーディネーター 濱野 治代

○都立特別支援学校で実施可能な医療的ケアについて

- ①吸引（口鼻腔内・エアウェイ内・気管切開部）
- ②経管栄養（経鼻胃管・胃ろう・腸ろう・口腔ネラトン法）
- ③導尿 ④エアウェイの管理
- ⑤定時の薬液の吸入 ⑥気管切開部の衛生管理
- ⑦胃ろう又は腸ろう部の衛生管理
- ⑧日常的酸素管理 ⑨非侵襲式（マスク式）陽圧換気療法の管理
- ⑩気管切開下における人工呼吸器管理
- ⑪血糖値測定及びその後の処置
- ⑫排痰補助装置の使用

⑩⑫は肢体不自由特別支援学校でのみ実施可能な項目

※「都立学校における医療的ケア指針」より(R6 3月改定)

○本校で実施している医療的ケアについて

(令和6年度)

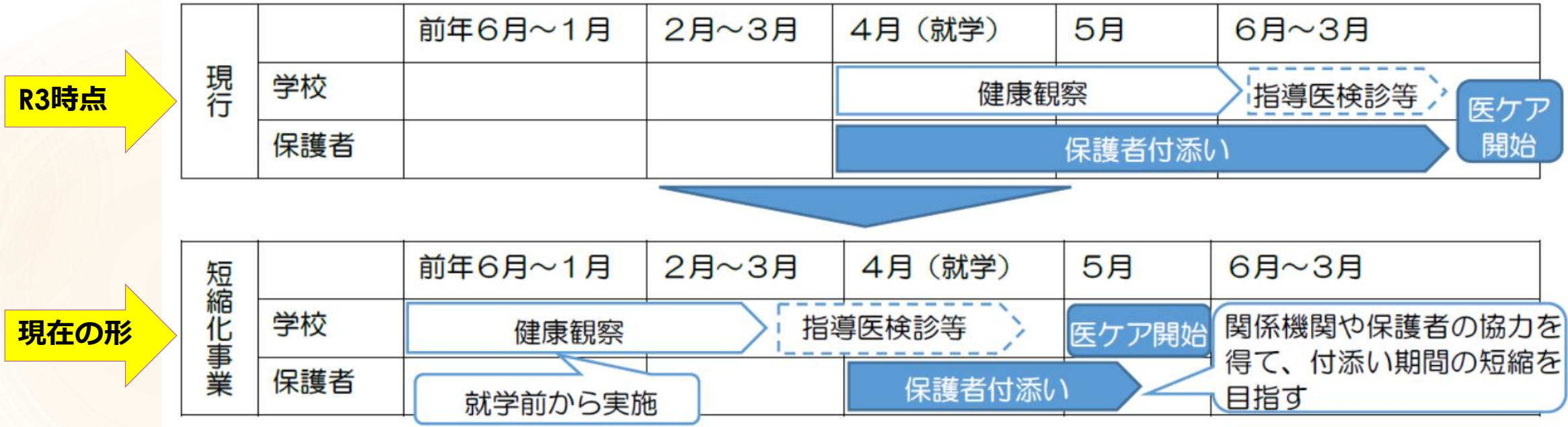
《実施している医療的ケア》

- ・胃ろう部からの水分および栄養注入
- ・胃ろう部の衛生管理
- ・吸引（気管内を含む）
- ・気管切開部の衛生管理
- ・日常的酸素管理
- ・定時の薬液吸入
- ・非侵襲式(マスク式) 陽圧換気療法の管理
- ・人工呼吸器管理
- ・導尿

何らかの医療的ケアを学校内で受けている児童・生徒…通学生の約22%
訪問生を含めた医療的ケアが必要な児童・生徒…約29%

○保護者の付添いについて

- ・現在では、下段のようなスケジュールで就学前に健康観察や指導医検診の受診が可能になっています。



※都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化モデル（R3）

○通学専用車両について

実施対象と考えられる項目・内容

- ・ 吸引
- ・ エアウェイの管理
- ・ 気管切開部の衛生管理
- ・ 酸素管理
- ・ 非侵襲式(マスク式) 陽圧換気療法の管理
- ・ 気管切開下における人工呼吸器の管理（知的障害特別支援学校は対象外）

※「都立特別支学校における専用通学車両の運行に関するガイドライン」より(R6 3月)

○通学専用車両について

乗車対象者

- ①体調・生活リズムが安定し、定期的に登校でき、決められた時間にバス停に来ることができる。
- ②主治医に加え、学校医または指導医が乗車可能と認めている。
- ③保護者が運行条件を理解し、協力することができる。(一定期間の保護者同乗・看護師不在の際の保護者同乗・検診時の立会い・日々の連携など)
- ④校内での医療的ケア実施に係る手続きや準備が整い、実際に校内でケアを受けている。
- ⑤気管切開下における人工呼吸器を使用する児童・生徒が乗車する場合、校内での保護者付き添いがなくなっている。

※「都立特別支学校における専用通学車両の運行に関するガイドライン」より(R6 3月)

○本校で運行している通学専用車両について

- ・現在は5台の通学専用車両が配車されている。
- ・児童・生徒とともに看護師が同乗している。（同乗できる看護師を確保できない場合は、保護者の同乗をお願いする）
- ・小1の場合、校内での医療的ケアが早期に立ち上がっても、新規に車両が配車されるまで乗車が難しい現状がある。
- ・注入のみ、または定時吸引等、乗車中に医療的ケアが必要ない児童・生徒は通常のスクールバスに乗車している。

○保護者に代わる人(代理人) の付添いについて

代理人となりうる人

- ・ 医療的ケア児の成年の家族
- ・ 医師免許又は看護師免許を有する者
- ・ 介護職員等で認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者
(実施可能な医療的ケアは、たんの吸引・経管栄養に限る。)

➡実際には、現在の福祉や医療の制度の中では、家族以外の人代理人が校内に入ることが難しいケースが多い。

○教育現場で感じる課題

①医療的ケア児の保護者付添いや受け入れに関すること

- ・学校で受け入れ可能な医療的ケアの幅の広がり、安全に対応できる体制の構築。（看護師の確保）
- ・登下校時を含め、保護者に代わって医療的ケアに対応できる人が、福祉や医療の制度内で校内に入れるような仕組みづくりの必要性。

②居場所に関すること

- ・保育園や在宅保育等からの「小1の壁」。
- ・放課後の居場所の必要性。

③預け先に関わること

- ・ 短期入所の受け入れ先が不足している。
- ・ 緊急に預けたい状況が発生した場合の、預け先や相談先。

④卒業後の生活に関わること

- ・ 生活介護事業所等の後の時間を過ごせる場所の必要性。
- ・ 必要な介助や医療的ケアの状況により、本人の実態に合った進路先を選ぶことが難しいケースがある。就労機会の拡大につながる支援体制の拡充。
- ・ 医療機関等の成人移行。
- ・ 支援ネットワークの地域移行。

➡医療・福祉・教育の連携の必要性

既存の枠組みを超えた、包括的な支援システムの必要性